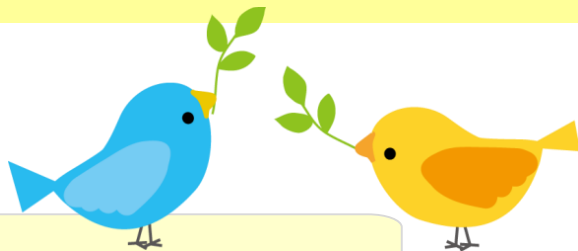


6月1日受付開始

日向市は、若者の結婚を応援します！

～日向市結婚新生活応援事業補助金のご案内～

若者の結婚を応援するため、
新生活を始める費用の一部を支援します。



補助金額

上限 20万円/世帯

対象費用

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに支払った以下の費用。

- ◆住宅取得に係る費用（新築、中古住宅の購入など）
- ◆住宅賃借に係る費用
- ◆引越費用

受付期間

令和4年6月1日～令和5年3月31日

※予算に限りがありますので、申請を受け付けられない場合があります。

対象者

- ◆令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に結婚
- ◆結婚時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下
- ◆世帯の所得が400万円未満（年収約540万円未満） など

※詳細は、裏面のチェックシートで確認！

【お問い合わせ】日向市総合政策課政策推進係

☎ 0982-66-1001

Mail sougou@hyugacity.jp

申請方法などの詳細
は、市HPを確認！



日向市結婚新生活応援事業補助金 要件等チェックシート

新婚世帯（婚姻日が令和4年4月1日～令和5年3月31日）ですか？

↓ YES

→ NO

補

婚姻日時点において、夫婦双方の年齢が39歳以下ですか？

↓ YES

→ NO

助

申請時点で、夫婦双方又は一方の住民票の住所が、婚姻を機に新たに生活を送るために取得・賃借する日向市内の住宅となっていますか？

↓ YES

→ NO

金

夫婦の合計所得が、400万円未満ですか？

※婚姻を機に夫婦の一方又は双方が離職し、申請時点で無職の場合は、離職した者の所得は無いものとして計算します。

※貸与型奨学金の返済をしている場合は、所得証明書と同じ期間の返済額を所得から控除して計算します。

↓ YES

→ NO

対

以下の要件を満たしていますか？

- 市税を滞納していない。
- 世帯全員が暴力団員等ではない。
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていない。
- 夫婦ともに過去に、この補助金や他の自治体において同様の補助金を受けたことはない。

↓ YES

→ NO

象

外

以下の対象経費のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に支払った費用がありますか？

- ①住宅取得に係る経費（新築、建売住宅・中古住宅の購入費用）
- ②住宅賃借に係る経費（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③引越費用（引越業者・運送業者へ支払った費用）

↓ YES

→ NO

で

す

補助金の申請ができる可能性があります。総合政策課までご相談ください。